

ほ ど 教育センター通信

火床の火の心を紡ぐ

第2号（通算74号）
令和2年5月28日
三条市小中一貫教育推進課
教育センター 発行

さかえ学園
栄中央小



【メイン教室】



【サブ教室】

分散授業 の様子

コミュニティ・スクール、さらなる深化へ ～小中一貫教育の12年目を迎えて～

教育センター長 星 徹

例年の新学期のスタートとは違う滑り出しを迎えているところ、各学校におかれましては、5月11日からの午前登校、18日からの通常登校と、円滑な教育活動の始動に取り組んでいただいています。また、臨時休業中の、「グーグルドライブを用いた学習活動」「Zoomを用いたさわやか学級活動」の準備と実施において、並々ならぬ御理解と御協力をいただきました。ありがとうございました。

三条市が小中一貫教育に取り組んでから12年、これまで各学園・学校が進めてきた成果が、子供たちの溢れる笑顔、落ち着いた学習の姿に表れています。また、昨年度以来、小中一貫教育を更に洗練、深化させてきています。その重点の1つは、「学園としてのつながり」を一層推進することです。学園としての共通の目標を意識して取り組み、学園全体で一人一人の子供を大切にしていくこと、それがすべての教育活動の基盤となります。もう1つは、「授業改善」です。9年間の学びを見通しながら「その日、その1時間」をどう充実させていくか。その積み重ねが、子供たちの大きな成長となって花開きます。「主体的・対話的で深い学び」を具現するには、何よりその子自身が「自分の意志」で学んでいくことが大切です。授業改善、その積み重ねが小中一貫教育を洗練、深化させていくのです。

約100年前の提言を目にしました。「学校とは、暗記と試験にあけくれる受動的な学習の場でなく、

子供たちが自発的な社会生活を営む『小社会』でなければならない（学校と社会）」と訴えたのはジョン・デューイ（1859－1952）です。そののち、デューイは当時伝統的な学校教育いわゆる「系統学習的な学習」への批判から、「問題解決学習」へのいざないを主張します。

また、一方で、遠隔教育に関して次のような主張を目にしました。現代のアップル教育部門初代バイス・プレジデントのジョン・カウチの記述です。「テクノロジーに教育を改善する可能性が秘められているといっても、実績のある学習法の完成度を高める目的や、その学習法を使う教師の指導力を向上させる目的で使わなければ、テクノロジーの活用は所詮失敗に終わる。」

インターネットを介した遠隔教育の活用に様々な意見のある中、目の前にある危機は認識し、その二極の論理の片方に偏ることなく取り組むこと、さらに全体の運営や指導の計画において、子供の実態に合わせ均衡やバランスをとることが肝要ではないかと考えています。

動画作成 Q&A

○休業期間中、各校で動画作成をしていただき、大変ありがとうございました。動画作成で問い合わせがあった著作権に関わる質問と回答をまとめました。今後の参考にしてください。

教科	質問と回答の内容
英語	Q.動画配信にデジタル教科書を活用してよいか？ A.使用してよい。授業者が加工せず、デジタル教科書をそのまま活用する。
社会	Q.地図帳の使い方をパワーポイントで説明したい。地図帳の一部を使用（掲載）してよいか。 A.写真・衛星画像、イラストや鳥観図はそれぞれ製作者（イラストレーター等）に著作権があるため、使用不可。ただし、地図そのものは使ってよい。使用不可の部分は隠すか、ぼかす等してほしい。
算数	Q.算数セットの中にある時計を動画に映して指導してよいか。また、鉛筆のメーカー等は映ってもよいか。 A.使用する場合は、どこの何を使っているかを説明する言葉を入れる。 また、鉛筆のメーカー等は、できれば映さないほうがよい。
国語	Q.教科書の本文を動画に映してよいか。 A.教科書の本文（特に国語の作品）を加工したり、挿絵のキャラクターを切り取って使用したりしなければ、教科書を掲載してもよい。例えば、段階的に示したり、教科書を使った説明を動画にしたりすることは大丈夫である。
理科	Q.新聞の天気図をパワーポイントに貼付け、高気圧や低気圧の解説をしてもよいか。 A.授業動画を見るのが在籍生徒のみであるので、可能である。授業と同じ状況で、新聞を教材として活用していると考えられることができる。 (新潟日報デジタル推進室より回答)
音楽	Q.教科書にある教材（曲）で笛を演奏し、指使いを見せることはできるか。 A.教科書会社のHPに「小学生（中学生）の音楽」で利用できる教材が示されている。許可されていれば該当する曲を流すことが可能である。期間限定の場合があるので事前確認が必要。 ※他教科でも、採用している教科書会社のHPを見るとよい。
教材	Q.副教材やワークシートを自校のグーグルドライブにアップしてよいか。 A.業者の副教材やワークシートは各自が購入して使用するものであり、ファックス問題用紙は個々に紙媒体として配付して使用するものである。このため、それらをアップすることはできない。また、インターネットにある教材等もアップすることはできない。ただし、それを用いた解説を動画にすることは可能である。